



# 長野県報

6月6日(月)  
平成23年  
(2011年)  
第2273号

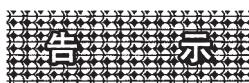
## 目 次

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	1
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
公職選挙法に基づく平成22年7月11日執行の参議院選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（選挙管理委員会）	4
政治資金規正法に基づく平成21年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告（選挙管理委員会）	14

### 公 告

一般競争入札（2件）（温暖化対策課）	15
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	16
長野県労働委員会の補欠委員の候補者の推薦の求め（労働雇用課）	17
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	17
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築指導課）	18
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の休止の届出（企業局）	18
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出（企業局）	18



### 長野県告示第413号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 起業者の名称

上田市

#### 2 事業の種類

川西地域自治センター整備事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

上田市小泉字清水田地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

川西地域自治センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、地域自治センターに公民館を併設させた複合施設を新たに整備するものであり、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

##### (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である上田市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

##### (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

###### ア 本件事業の施行により得られる利益

現在の川西地域自治センターは、昭和32年に建築された旧川西村の庁舎を利用しているが、老朽化が進行しており、2階部分は安全性に問題があるため、利用ができない。また、OA機器等の増加により事務スペースが狭隘化し、事務の執行に支障が出ている。さらに利用者の待合いスペースが十分確保できず、利用しにくい状況である。

現在の川西公民館は、昭和48年に建築された建物であるが、老朽化により雨漏りが発生している。また、現行の耐震基準に適合していないため安全面に問題がある。さらに、エレベーター、多目的トイレ、育児室などがないため、利用しにくい状況である。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保して地域自治センターに公民館を併設させた複合施設を整備するものである。

本件事業の実施により、各施設が集約化され、効率的な運営や維持管理経費の削減、利用者の安全性の確保や利便性の向上等が図られる。また、市が進めている地域住民との協働による地域振興の核となるまちづくり活動拠点が確保され、市民サービスの向上が期待されると認められる。

## イ 本事業の施行による影響

本事業に係る起業地の北東及び南側の一部は民家に、北西は農地に接し、そのほかは道路に接している。

本事業の施行にあたっては、景観及び騒音の配慮から植栽等を行うことから、工事期間を含め周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

なお、起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定により上田市が策定した農業振興地域整備計画による農用地区域を含んでいるが、本事業の施行前に当該区域から除外される見込みである。

また、上田市が起業地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第99条の規定により埋蔵文化財の発掘を施行したところ、埋蔵文化財が所在しないことが確認されている。

## ウ 比較衡量

アで述べた本事業の施行により得られる利益とイで述べた本事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

## ア 本事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現在の地域自治センター等の施設の老朽化が進行し、建物が現行の耐震基準に適合していないなど、利用者の安全性の確保や利便性の面で課題を抱えており、これを早期に解消する必要がある。

また、本事業は、平成19年度に策定された「第一次上田市総合計画」の前期基本計画及び平成22年度実施計画（計画年度 平成22年度～24年度）に掲げられており、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから本事業は早期の施行が必要と認められる。  
イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

## ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上田市役所川西地域自治センター

企画課土地対策室

## 長野県告示第414号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

中野市大字赤岩字北久保978の1、978の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第415号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字富倉字片沢1413の1から1413の3まで、1414、1415の1、1415の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第416号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡根羽村3014の16

## 2 指定の目的

## 水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
根羽村3014の16（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第417号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡根羽村3123の2、3137の1、3137の2、3138

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第418号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡大桑村大字長野2183の12、2184の15

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年6月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月6日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 市田停車場線

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村大字神籠3043番の1地先から下伊那郡豊丘村大字神籠362番の15地先まで	旧	m 6.5~6.5	km 0.0620
同上	新	15.0~15.0	0.0620

道路管理課

## 長野県飯田建設事務所告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年6月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月6日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

## 1 路線名 市田停車場線

## 2 供用を開始する区間

下伊那郡豊丘村大字神籠3043番の1地先から

下伊那郡豊丘村大字神籠362番の15地先まで

## 3 供用を開始する期日 平成23年6月6日

道路管理課

## 選告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出のあった平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりです。

平成23年6月6日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院長野県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 41,350,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	井出庸生	所属党派	みんなの党	期間	5月15日から 7月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	土屋則明					

## 収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出 円
中川正人	会社役員	100,000	人件費 2,024,200
みんなの党		5,000,000	家屋費 339,605
藤井淳夫	会社役員	80,000	選挙事務所費 289,305
田嶋史朗	商業	30,000	集合会場費 50,300
柳田茂大	会社経営	200,000	通信費 439,455
土屋海司	農業	50,000	交通費 1,127,522
半田袈裟時	農業	70,000	印刷費 1,770,707
小山盛夫	会社役員	100,000	広告費 4,772,520
土屋泰一	農業	50,000	文具費 93,066
井出和伊	無職	30,000	食糧費 496,739
井出寛子	会社員	100,000	休泊費 102,800
黒沢一雄	会社員	50,000	雜費 140,786
井出孫六	作家	100,000	
井出亜夫	大学教授	100,000	
山崎猛	農業	50,000	
中澤邦紘	農業	30,000	
中沢繁	農業	30,000	
原秀子	無職	50,000	
高見沢英幸	自営業	50,000	
渡辺哲夫	農業	30,000	
星野裕一	会社役員	100,000	
小山邦朋	会社員	30,000	
市川洋一	会社役員	50,000	
土屋正	会社役員	50,000	
土屋延城	会社役員	30,000	
石井照二	自営業	50,000	
桑原明日香	無職	100,000	
樺山高士	会社役員	50,000	
青木晴子	無職	50,000	
小山邦武	会社役員	50,000	
瀬在幸安	大学教授	100,000	
堀内幹夫	会社役員	30,000	
相馬光弘	会社役員	50,000	
市川源太郎	無職	30,000	
宮脇則夫	会社役員	30,000	
小野信克	自営	50,000	

川手 洋一	会社役員	50,000	
井出 徹	歯科医	60,000	
小泉 傑博	自営	30,000	
福田 光子	会社役員	100,000	
市村 次夫	会社役員	100,000	
その他の寄附 72件		873,000	
その他の収入		1,810,653	
今回計		10,173,653	今回計 11,307,400
前回計		—	前回計 —
総 計		10,173,653	総 計 11,307,400

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	212,400円
	ピラの作成	497,600円
	ポスターの作成	781,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	52,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	201,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	33,075円
計		1,778,175円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	井出 康生	所属党派	みんなの党	期間 7月27日から 7月28日まで	第2回分
出納責任者氏名	土屋 則明				

収入	(職業)	(寄附額)	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)			人件費	0
			家屋費	50,400
			選挙事務所費	50,400
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	525
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	50,925
前回計		10,173,653	前回計	11,307,400
総 計		10,173,653	総 計	11,358,325

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	212,400円
	ピラの作成	497,600円
	ポスターの作成	781,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	52,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	201,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	33,075円
	計	1,778,175円

報告書受理年月日	平成22年12月1日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	臼田 寛明	所属党派	幸福実現党	期間	6月10日から	第1回分
出納責任者氏名	臼田 寛明				7月15日まで	

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)
幸福実現党長野後援会	7,827,418 円
幸福実現党上田後援会	30,555
幸福実現党飯田後援会	30,555
幸福実現党北信濃後援会	50,925
幸福実現党安曇野後援会	50,190
幸福実現党	427,029
その他の寄附 2件	40,370
その他の収入	11,663
今回計	8,468,705
前回計	—
総 計	8,468,705
	今回計 4,726,275
	前回計 —
	総 計 4,726,275

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成22年7月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	北沢 俊美	所属党派	民主党	期間 5月13日から 7月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐藤 圭司				

収入	(職業)	(寄附額)	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)			人件費	4,896,939
民主党長野県参議院選挙区第1総支部		8,101,973	家屋費	1,563,742
民主党		5,000,000	選挙事務所費	1,478,206
民主党長野県第5区総支部		100,000	集合会場費	85,536
			通信費	1,071,866
			交通費	704,062
			印刷費	3,586,755
			広告費	2,327,670
			文具費	78,332
			食糧費	307,791
			休泊費	662,218
			雑費	1,756,707
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		13,201,973	今回計	16,956,082
前回計		—	前回計	—
総計		13,201,973	総計	16,956,082

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	327,600円
	ピラの作成	902,400円
	ポスターの作成	1,648,320円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,754,109円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	北沢 俊美	所属党派	民主党	期間 5月13日から 8月9日まで	第2回分
出納責任者氏名	佐藤 圭司				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額) 円
民主党長野県参議院選挙区第1総支部	6,643,029
	人件費 38,400円
	家屋費 395,589円
	選挙事務所費 395,589円
	集合会場費 0円
	通信費 0円
	交通費 520,848円
	印刷費 0円
	広告費 0円
	文具費 34,737円
	食糧費 43,894円
	休泊費 224,240円
	雑費 283,348円
その他の寄附	0
その他の収入	0
今回計	6,643,029
前回計	13,201,973
総計	19,845,002
	今回計 1,541,056円
	前回計 16,956,082円
	総計 18,497,138円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	327,600円
	ピラの作成	902,400円
	ポスターの作成	1,648,320円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,754,109円

報告書受理年月日	平成22年8月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	高島 陽子	所属党派	民主党	期間	6月15日から	第1回分
出納責任者氏名	水寄 美治				7月20日まで	

収入	支出		
主たる寄附	円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
民主党長野県参議院選挙区第3総支部		5,000,000	人件費 5,486,025
民主党		5,000,000	家屋費 1,128,765
たかしま陽子後援会		500,000	選挙事務所費 866,915
			集合会場費 261,850
			通信費 211,125
			交通費 777,144
			印刷費 2,619,733
			広告費 3,080,703
			文具費 227,122
			食糧費 212,680
			休泊費 335,986
			雑費 384,011
その他の寄附	0		
その他の収入			
今回計	811,917	今回計	14,463,294
前回計	—	前回計	—
総 計	11,311,917	総 計	14,463,294

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	256,500円
	ピラの作成	800,000円
	ポスターの作成	1,520,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	371,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円
	計	3,337,500円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	中野 早苗	所属党派	日本共産党	期間	6月22日から	第1回分
出納責任者氏名	大池 一彦				7月13日まで	

収入		支出	
主たる寄附			円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
		円	
日本共産党長野県委員会		1,132,305	
藤原 超	無職	170,000	人件費 1,445,000
広瀬 進	無職	170,000	家屋費 188,603
小池 佳都彦	団体職員	170,000	選挙事務所費 136,103
田村 康一	団体職員	170,000	集合会場費 52,500
渡辺 富美絵	団体職員	255,000	通信費 34,911
小林 千代子	団体職員	255,000	交通費 92,504
土田 章	団体職員	255,000	印刷費 2,169,125
			広告費 977,221
			文具費 684
			食糧費 94,375
			休泊費 352,072
			雑費 31,210
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		2,577,305	今回計 5,385,705
前回計		—	前回計 —
総計		2,577,305	総計 5,385,705

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	217,350円
	ピラの作成	704,000円
	ポスターの作成	1,200,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	450,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	180,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	150,000円
	計	2,901,350円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	中野 早苗	所属党派	日本共産党	期間	8月16日から	第2回分
出納責任者氏名	大池 一彦				8月16日まで	

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額) 円
	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費
	0 0 0 0 0 0 92,950 0 0 0 0 0
その他の寄附	0
その他の収入	0
今回計	0
前回計	2,577,305
総計	2,577,305
	今回計 前回計 総計
	92,950 5,385,705 5,478,655

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	217,350円
	ピラの作成	704,000円
	ポスターの作成	1,200,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	450,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	180,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	150,000円
	計	2,901,350円

報告書受理年月日	平成23年1月27日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	若林 健太	所属党派	自由民主党	期間 3月1日から 7月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	窪田 信一				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額) 円
自由民主党長野県参議院選挙区第三支部	30,000,000
	人件費 2,323,000
	家屋費 592,055
	選挙事務所費 587,055
	集合会場費 5,000
	通信費 1,488,110
	交通費 329,354
	印刷費 0
	広告費 0
	文具費 315,292
	食糧費 468,008
	休泊費 79,740
	雑費 247,738
その他の寄附	0
その他の収入	0
今回計	30,000,000
前回計	—
総 計	30,000,000
	今回計 5,843,297
	前回計 —
	総 計 5,843,297

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	267,300円
	ピラの作成	921,600円
	ポスターの作成	1,600,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,664,689円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	若林 健太	所属党派	自由民主党	期間 3月1日から 8月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	窪田 信一				

収入	支出
主たる寄附	人件費 2,385,675円
(氏名・団体名)	家屋費 4,769,588円
	選挙事務所費 4,041,798円
	集合会場費 727,790円
	通信費 1,481,855円
	交通費 355,169円
	印刷費 4,506,810円
	広告費 2,494,920円
	文具費 717,170円
	食糧費 190,628円
	休泊費 76,760円
	雑費 428,400円
その他の寄附	0
その他の収入	0
今回計	今回計 17,406,975円
前回計	前回計 5,843,297円
総 計	総 計 23,250,272円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	267,300円
	ピラの作成	921,600円
	ポスターの作成	1,600,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,664,689円

報告書受理年月日	平成22年9月2日	第2回報告分
----------	-----------	--------

選挙管理委員会

**選告示第37号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成21年分の政治団体の收支に関する報告について、自由民主党長野県第五選挙区支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成23年6月6日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別冊の自由民主党長野県第五選挙区支部中

「 支出総額	80,165,087円
縫越額	416,674円」
を	
「 支出総額	80,150,087円
縫越額	431,674円」

に、

「 その他の経費	6,825円
小計	28,709,585円
合計	<u>80,165,087円」</u>

「 その他の経費	6,825円
小計	28,694,585円
合計	<u>80,150,087円」</u>

に改める。

選挙管理委員会